

市報第16号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和5年8月4日横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日

横浜市長 山中竹春

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年8月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第23号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第16条中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第28条第1項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第46条中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内

閣総理大臣」に改める。

第65条第1項及び第84条第1項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第103条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条第1項」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条第1項」に改める。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第24条第4項及び第67条第4項中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「「省令」を「「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の

一部改正)

第 4 条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 4 号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 6 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第 6 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第 1 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の8第1項第2号並びに附則第6項及び第7項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。